

旭川市設計等委託業務検査要領

(目的)

第1条 この要領は、旭川市が契約する測量及び工事に係る調査設計等の委託業務(以下「委託業務」という。)の検査について必要な事項を定め適正な検査業務を確保することを目的とする。

(検査の種類)

第2条 検査の種類は、次のとおりとする。

(1) 完了検査

委託業務の成果品が、契約書、設計図書(建築設計は設計仕様書)(以下「契約図書」という。)に定められた数量や品質等が確保されていることを確認するために行う検査。(原則として、受託者から成果品の引渡しを受け、委託料を支払う。)

(2) 出来形部分等検査

出来形部分等の成果品が、契約図書に定められた数量や品質等が確保されていることを確認するために行う検査。(委託契約の定めにより、出来形部分等に係る委託料を支払う。)

(3) 中間検査

委託業務の履行中に契約内容が適正に履行されていることを確認するために行う検査で、委託業務の手戻りを防ぎ、完了検査の効率化を図る。

対象委託業務、実施時期については別に定める委託業務中間検査基準による。

なお、中間検査で確認した成果品については、委託業務の内容から再度の確認が必要な場合を除き、完了検査時の確認を省略することが出来る。

(4) かし修補委託業務完了検査

委託業務完了後にかしが発見され、その修補業務の完了を確認するために行う検査で、受託者から成果品の引渡しを受ける。

(検査員の任命)

第3条 検査員は、旭川市事務専決規程による専決者が指定し、市長が任命する。

(検査員の心得)

第4条 検査員は、常に正確な資料及び事実に基づき、公正かつ厳正に検査を実施するとともに、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(検査の実施)

第5条 検査員は、業務完了報告書等の提出があった時は、速やかに当該業務に係る契約図書その他の関係書類に基づき、現地等においてその適否を判断する。

2 検査員は、委託契約において定めた期間内に検査を実施することができない事由が生じたときは、その旨を市長に申し出てその指示を受ける。

(検査の立会い)

第6条 検査員は、検査にあたって、必要に応じ、当該委託業務に係る担当職員の立会いを求めることができる。

(検査の準備)

第7条 検査員は、検査にあたって、受託者及び担当職員に対し、必要な測定要員、用具及び関係資料をあらかじめ準備させる。

(検査の内容)

第8条 検査は、当該委託業務の業務完了報告書及び成果品を対象として行うものとし、契約図書に基づき、成果品について合否の判定を行う。

2 検査員は、検査にあたり必要と認めるときは、受託者又は担当職員に対して、履行状況、関係資料について事実の説明を求めることができる。

3 検査員は、必要に応じ現地調査等を行う。

(成果品の検査)

第9条 検査員は、成果品が委託者の意図を満足し、定められた技術基準に沿っているか否かを確認するために、成果品の数量及び品質の検査を行う。検査にあたっては、検査基

準(別表1)及び業務別検査の視点(別表2)に基づき、成果品、各種記録(照査記録、写真及び業務管理記録等)と設計図書を対比して合否を判定する。

(検査結果の処理)

第10条 検査員は、当該委託業務につき、検査を行ったときは、その検査内容や特筆すべき事項を委託業務検査記録簿(別記第1号様式)に記載するほか、次の各号による。

(1) 完了検査

ア 成果品が検査に合格した場合

検査員は、成果品が完了検査に合格したときは、検査調書を作成の上、市長に提出する。

イ 成果品が検査に合格しない場合

(ア) 検査員は、成果品が完了検査に合格しないときは、業務完了検査報告書(別記第2号様式)により、市長に報告する。

(イ) 市長は、検査員から業務完了検査報告書による報告を受けたときは、その内容を検討の上、受託者に対し、成果品の修補について(別記第3号様式)により、一定の期限を定めて当該委託業務の成果品の修補を請求する。

(ウ) 市長は、受託者が成果品の修補を完了したときは、修補業務完了報告書(別記第4号様式)によりその旨の通知を受ける。

修補業務完了報告書を受理した場合における処理は、業務完了報告書を受理した場合と同じとする。

(エ) 検査員は、修補を要する事項が軽微であると認めた場合は、前項の規定にかかわらず検査の際に検査指示書(別記第5号様式)により修補の指示を行うことができる。この場合、検査調書は修補の終了を確認したときに送付する。

(オ) 担当員又は主任担当員は、前項の修補の指示を受けたときは、直ちに受託者に対して必要な措置をとらせ、その完了を検査員に報告する。この報告により検査員は修補の終了を確認する。

(2) 出来形部分等検査

ア 検査員は、担当職員の作成した出来形部分等内訳書に基づき、現地等において当該成果品の出来形部分等を確認の上、出来形部分等検査調書を作成し、市長に提出する。

イ 市長は、検査員から提出された出来形部分等検査調書と、出来形部分等内訳書を審査の上、その結果を出来形部分等検査結果確認通知書により当該委託業務に係る受託者に通知する。

(3) 中間検査

ア 検査員は、成果品につき中間検査を行った場合は、その結果を中間検査報告書(別記第6号様式)に当該検査の確認事項、指示事項を記載し、市長に報告する。

イ 検査員は中間検査の結果、当該委託業務の実施状況、品質について契約図書との不適合を確認した場合は、担当職員に改善内容を指示するとともに、中間検査報告書にその旨を記載し、市長に提出する。

(4) かし修補委託業務完了検査

検査員は、かし修補委託業務完了検査の結果を、かし修補委託業務完了検査報告書(別記第7号様式)にその旨を記載し、市長に提出する。

(検査の中止)

第11条 検査員は、検査の実施にあたり次の各号のいずれかに該当するときは検査を中止し、直ちに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(1) 受託者若しくは管理技術者又はその他の使用人が検査の実施を妨害したとき。

(2) 前号のほか、検査の実施が困難となったとき。

(緊急措置)

第12条 検査員は、検査にあたりその措置に急を要するものがあるときは、直ちに必要な措置を受託者に指示するとともに、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

(委託業務成績の評定)

第13条 検査員は、委託業務が完了検査に合格したときは、旭川市設計等委託業務成績評

定要領に基づき評定を行い，委託業務成績評定表を市長に提出しなければならない。

附 則

この要領は，平成２０年４月１日より施行する。